

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○富岡委員長 次に、白石洋一君。

○白石委員 国民民主党の白石洋一です。

年金について、税金や年金財政、これを年金生活できゆうきゆうとしている方々に振り向けるべきだ、そういう観点から質問させていただきます。

もうお手元に質問事項はあるんですけれども、まず、今回のマクロ経済スライド発動について、これに関連してなんですけれども、今回、物価スライド、○・一％アップということで、このことよって追加的な年金給付というのは幾らになりましたでしょうか。

○木下政府参考人 お答えいたします。

来年度の年金額の改定は○・一％ということになりますけれども、平成三十年度末における受給権者数及び受給者の年金総額がまだ確定しておりませんので、平成二十九年度末における数値を用いますと、公的年金の重複のない実受給権者数は四千七十七万人でございます。これをもとに計算いたしますと、年金総額が五十五・四兆円とな

ります。この二十九年度末におけます五十五・四兆円に機械的に○・一％の改定を掛けますと、五百五十四億円ということになると思っております。

○白石委員 そのうち、老齢福祉的給付受給対象者については幾らになりますでしょうか。

○木下政府参考人 お答えいたします。

平成三十一年度の予算案におけます老齢年金の生活者支援給付金の対象者は、約六百十万人と見込んでございます。仮に、この約六百十万人の方が老齢基礎年金の平均受給額を受給していると仮定した場合に、老齢基礎年金の○・一％の改定による増額は、機械的な試算としては、年額ベースで約四十億になると考えております。

○白石委員 ありがとうございます。

この五倍が、マクロ経済スライドによつて本来もらえるべきものがもらえなかったということなんです。

やはり、特に福祉的給付、つまり基礎年金、月額満額六万五千円ですけれども、それよりも下回る年金受給者の方々については、マクロ経済スライドを停止してあげるべきだと私は思うんです。本当になけなしの年金生活者に対して、マクロ経済スライドの意義はわかるんですよ、わかるにせよ、それを福祉的給付を受けるような方々に対しても適用すべきではないというふうに思うんですけれども、ここは、大臣、もし感想がありましたらお願いします。

○木下政府参考人 お答えいたします。

委員は、今、マクロ経済スライドの趣旨はよく御理解いただいているというふうに思っております。

すけれども、マクロ経済スライドは、現役、現在受給世代とまさに将来受給される世代ができるだけ多く確保できるように、スライド調整率というのを用いまして、本来の物価スライドあるいは賃金スライドを一部調整して現在の受給世代に少し給付額を抑えるという制度で、それが将来世代にひいては回ってくるものだと思いますので、今、御指摘のように、年金額が少ない方々、これは将来においても同じような方々がおられますので、そういった方々の年金額の確保にも少しでも資するものだと考えておまして、このマクロ経済スライドについては十分御理解いただきたいなと思っております。

○白石委員 反論ですけれども、福祉的給付を受けるような方々のマクロ経済スライドの金額、四十億円の五倍ですから二百億円ですね、ここはちよつとポイントの金額だと思えます。後でまた在職老齢年金のことについても触れるんですけれども、それで、発生する年金財政のマイナスの金額と比べていきたいと思えます。

次の質問なんですけれども、今、骨太の方針を受けて、政府で年金改革を議論されているんじゃないかと思うんですけれども、その内容について、概略を簡潔にお願いします。

○高階副大臣 ただいま触れていただきました、経済財政運営と改革の基本方針二〇一八、いわゆる骨太の方針等の政府決定を受けまして、目下、厚生労働省内におきましても、社会保障審議会年金部会において検討を進めさせていただいているところであります。

人生百年時代を見据えまして、勤労者が広く被用者保険でカバーされる勤労者皆保険制度を目指していくといったような方向でありまして、働く意欲のある高齢者の皆様がその能力を十分發揮できるような活躍の場を整備する。それと同時に、六十代後半になってなお引き続き働き続けるという方々の就労の延伸ということもございまして、こうしたことを見据えて、高齢期の就労そして年金の組合せを、一人一人の事情に応じて開始時期の検討の選択肢を拡大するなど、必要なことを講じていくということになるかと存じます。

また、女性そして御高齢の方々の就労数が拡大しているという状況にございます。フルタイム勤務のみならず、例えばテレワークという働き方もございます。働き方の多様化、そして柔軟な働き方を年金制度にしっかりと結びつけていけるような改革の方向性を目指していく必要があると考えてございます。

いずれにいたしましても、公的年金制度の持続可能性を確保するためのしっかりとした検証とあわせて、将来にわたって堅持できる年金制度の見直しに向けて検討を進めさせていただいてまいります。

○白石委員 そうすると、二つは読み取れたんですね。短時間労働者に対して被用者年金に入ってもらおうという方向性と、あとは、年金受給開始年齢の柔軟化ですね。この二つ。

あと、在職老齢年金制度の見直しというのものもあるんじゃないですか。この三番目について、イエ

スカノーか、簡潔にお願いします。

○高階副大臣 御指摘ありがとうございます。

ただいま御指摘いただきました在職老齢年金制度にしましては、一定以上の賃金がある方について年金を減額する仕組みでございまして、働く意欲をそぐことのないような制度であるべきという部分と、一定以上の賃金を有する高齢者については制度の支え手として給付を制限すべきという二つの要請のバランスで行わせていただいているものでございまして、この点につきましてもしっかりと検討していく必要があると考えてございます。

○白石委員 在職老齢年金の見直しもあると。これは骨太の方針にもありますので、これはやっていくんだと思います。

その三つを念頭に置いた上で、ことしは年金財政検証の年であります。今の状況、経済前提とその検証作業、このあたりのところの日程について、簡単に教えてください。

○木下政府参考人 お答えいたします。

まず、年金の財政検証のスケジュール感でございまして、これは、先般、三月十日に経済前提に関する専門委員会が経済前提の取りまとめをいたしましたので、この後、三月十二日に年金部会を開催いたします。ごめんなさい、前回はそういう感じだったんですけれども、今回は三月七日に専門委員会を開催しまして、三月十三日に年金部会ということをご予定しております。その後、必要な検証作業を行いまして、作業が終わり次第、年金部会において結果を公表する、こんなような段

取りになっております。

さらに、年金部会につきましては、先ほど副大臣が答弁申し上げましたように、さまざまな繰下げの問題ですとか在職老齢年金の問題ですとか、あるいは被用者保険の適用拡大の問題、そういった点につきまして、現在、年金部会の中で議論しておりますので、これも秋ぐらいに全体的なまとめを考えて、次の制度改正に向けて詰めていく、こんな段取りになっております。

○白石委員 秋ぐらいに検証結果の報告をするということですか。それはちよつと六月じゃないかなと思っただけですけれども。

○木下政府参考人 前回、二十六年の財政検証においては、六月の三日に結果を公表いたしました。これは、先ほど答弁申し上げましたように、今、財政検証の作業を始めておりますので、その結果がまとまり次第公表という段取りになっております。具体的にいつかというところは作業次第、特にオプション試算等の作業を、前回、二十六年のときに新しくオプション試算というのをやりましたけれども、そういった試算の状況などでも一定の時間を要しますので、そういったことを踏まえて、最終的にまとまり次第公表する、こんな段取りでございまして。

○白石委員 どうしてこういうふうに聞くかという、経済前提も大事です。経済前提は、そんなバラ色な経済前提を置いたら、また後でもくろみ目が外れる可能性が高くなりますから、やはり厳し目にはやらないといけない。もうリーマン・ショックから回復して、これからは正念場、回復基調と

いうのは一通り、一段落置いてあるわけですから、経済前提はそんなにバラ色にしない方がいいと思うんですね。

加えて、オプシオン試算なんですけれども、オプシオン試算で、ここで試算したものが次の年金改革につながっていくということで、どんなものをオプシオン試算するかということがすごく大事だと思うんです。前回の場合は三月から六月の三カ月間でしかなかったんですけれども、今回は、でき次第公表する、秋までということでもちよっと長目に置いているように受けとめたんですけれども、そうであるならば、先ほどの骨太で、三つの改革、これはもう公表しているわけです。それ以外に、オプシオン試算にかけて何か追加的な改革をしようというものはありますでしょうか。

○木下政府参考人 お答えいたします。

財政検証につきまして、私が秋までと答えたのはそういう趣旨ではなくて、ちよっと誤解を与えたかもしれないけれども、年金全体の次の年金制度の改正、改革についての議論というのは、恐らく秋に具体的に検討を詰めていく、そういう作業の段取りになるだろうというふうに思っておりますけれども、財政検証は、前回は六月三日に公表いたしましたけれども、今回も三月に、先般、経済前提を踏まえて財政検証を開始いたしましたので、それが終わり次第公表するというところでございます。

オプシオン試算に関しては、前回は大きく三つ、オプシオンⅠ、Ⅱ、Ⅲということで、一つは、マクロ経済スライドをデフレ下においても完全に実

施するといった場合。あるいは、被用者保険の適用拡大を二百万人あるいは千二百万人に拡大した場合、それが二つ目でございます。三つ目に、基礎年金の拠出金の対象期間、二十歳から六十までの期間、これを四十五年に延長した場合はどうなのか、あるいは、同時に在職老齢年金を廃止した場合はどうなのか、あるいは、繰下げをした場合はどうなのか。この三つのケースについてオプシオン試算を実施いたしました。

今回は、今、年金部会で具体的にどういうオプシオン試算をするかということを検討中でありまして、前回の二十六年の対象、オプシオン試算の実施状況も見ながら、実際上どういふふうにするのかというのはそこで更に詰めていくということでも、まだ具体的にどれを決定するということまでは至っていないということでございます。

○白石委員 恐らくその三つが該当するであろう、それ以外は決まっていないことなんですけれども、ぜひ試算してほしいことをこれから申し上げます。そのうち一つは、先ほど申し上げました、低年金者に対してマクロ経済スライドを適用しなければどうなるかということです。

それから次に、在職老齢年金、これは一応、前回も廃止ということでオプシオン試算をした。今回も、一応廃止ないし縮小という受けとめで私は見ているんですけれども、在職老齢年金を廃止したということ、このことよって追加的な年金給付総額というのは幾らになりますでしょうか。これは配付資料の二ページ目です。

○木下政府参考人 在職老齢年金は、六十から六

十五歳未満までの低在老と、それから六十五歳から七十歳までの高在老がございますけれども、低在老に関しては、廃止をした場合は約七千億でございます。高在老については四千億、合わせて一兆一千億が厚生年金の財政にとつての圧迫材料になるということでございます。

○白石委員 一兆一千億というのは大きな金額ですね。先ほどおっしゃった給付金額、二十九年五十五・四兆円、そのうち、あらあらの数字で言っているんですけれども、一兆強の年金財政上マインナスということ、二%のマイナスということになったら、これは本当に実施されたら、マクロ経済スライドのかかる期間というのは本当に長くなっていく。今は、一階部分が三十年、二階部分が十年程度ですけれども、それが相当長くなっていくと思うんですね。

その一兆一千との比較ですけれども、先ほど申し上げた、老齢者に対する福祉的給付受給対象者に対してマクロ経済スライドを停止する、それに比べたら、二百億円、たった二百億円ですよ。こういった方々を救うということにもっと注力すべきだと私は思うんですけれども、ここは、大臣、いかがでしょうか。

○根本国務大臣 在職老齢年金制度は、もう既にお話がありました、やはり多様な就労あるいは社会参加、高齢者の皆さんも、やる気と元気な方は、そういう意欲がある方には働いていただけるような仕組みにしようということで、在職老齢年金制度は働いても不利にならないようにする。そして、一定の賃金を有する高齢者について、制度

の支え手として給付を制限すべきという二つの要請のバランスの中で行われているものであって、その見直しに当たっては、高齢者の就労に中立的な年金制度を整備するという観点と、年金財政に与える影響も考慮する必要があると思います。

そして、今既に、どの程度の影響があるかというのを答弁いたしました。やはりここは、繰り返しになりますが、高齢期における多様な働き方や、高齢者の就労に中立的な年金制度を整備するということ観点から、年金制度に与える影響も考慮しながら年金制度改革の中で検討していきたいと考えています。

○白石委員 在職老齢年金は、今、もう制度としてあるわけですよ。あることによって就労意欲がそがれていますか。

では、これがなくなると、廃止されたことによつて、どれだけの就労者がふえるのでしょうか。一兆一千億を年金財政に追加的に負担させる、それだけの価値はあるのでしょうか。例えば、それを上回るやる気ががんが出て、そして日本経済を発展させるとか、そのことによって給料がふえて、その分保険料がふえて、年金財政上、一兆一千億を超える効果が出るのか、そんなことはあるのでしょうか。

○木下政府参考人 先ほど副大臣からも答弁がありましたように、在職老齢年金については、あり方について今議論しておりますので、今おっしゃいましたように、財政的な影響も、廃止の場合、一兆一千億ございますので、そういうことも含めて、どうあるべきかということは今考えております。

す。

それで、仮に廃止をしたという場合においては、先ほど、六十から六十四歳までの低在老が、停止されている方が八十八万人でございます。六十五歳以上の高在老が三十六万人ということでございまして、これがあるがために就労を調整されているかどうかというのは、これはいろいろ研究はありますけれども、低在老に関しては一定程度の就労抑制効果があるのではないかと研究レポートはございます。これは、数字から見ても、ちょうど二十八万円という、二分の一をカットするところで若干就労が落ち込んでいるといえますか、部分が見られます。

一方で、高在老についてはそういう変化が見られないので、就労抑制的ではないのではないかと研究もございます。

○白石委員 一定程度とか若干の効果ぐらいで、一兆一千億を年金財政上負担させるべきではないと思います。

次の質問に行きます。

ちよつと飛ばしながらにしますけれども、五番目の、福祉的給付の具体的な内容で、福祉的給付が今度、消費税のアップと同時に十月から予定されていますけれども、その方々に対してどのような通知方法で給付されようと計画されていますか。

○高橋政府参考人 お答え申し上げます。

年金生活者給付金でございますけれども、ことしの十月の施行ということでございますので、これに向けまして、支給対象と考えられる方、年金の額と前年の所得、市町村から集めた所得データ

を得まして対象者を調べまして、九月に、給付の見込み額の通知とあわせまして簡単な形の請求書をお送りいたします。お名前を書いていただいて返信いただくことで申請いただくということを考えてございます。

○白石委員 つまり、対象者が申請しないとこれはくれないような方式を考えていらっしゃるということなんですけれども、それはプッシュ方式で、二カ月に一度、年金を振り込んでいくわけですから、対象者には金額の通知だけして、別にそれ以上の手間をかけずして振り込む方式に、申請方式じゃなくてプッシュ方式といいますかね、こちらが、これは受給者にとつては受益のみなんですから、お支払いするというふうにはすべきだと思いますけれども、いかがですか。

○高橋政府参考人 この年金生活者支援給付金でございますけれども、受給資格及び給付金の額について認定の請求をしなければならず、法律上、認定の請求ということが書いてございます。

これは、年金とは別の福祉的な給付措置ということで立法化されてございまして、そういうことでございますので、申請の意思が本人にありかどうか、受給の意思が本人にあるかの確認、これが必要ではないかと考えてございまして、そのかわり、できるだけ簡易な形で申請ができるようにしてまいりたいと考えてございます。

○白石委員 事務費もかかるし、理解できないというところでそのままに放っている方はたくさんいらっしゃる、出てくると思いますよ。これはぜひ見直してほしいと思います。

それから、次の質問なんですけれども、福祉的給付は、今の制度設計としては保険料納付済み期間に基づく案分計算ですけれども、これを一律月額五千円お支払いするということになったら幾らの追加的な国費が必要になりますでしょうか。

○木下政府参考人 お答えいたします。

平成三十一年度予算案におきます老齢年金生活者支援給付金の対象者は、約六百万人と見込んでおります。

仮に、三十一年度予算案をベースにいたしましたて、この約六百万人の方に対して、保険料納付済み期間に基づく給付金を保険料納付済み期間にかかわらず一律に、今御指摘の五千円、年六万円を支給するとした場合には、給付金は恒久的な制度でありますので、機械的な試算としては、毎年度約六百億円の費用が必要となります。

○白石委員 ぜひ、六百億円、消費税で逆進性で大変なお支払いされている、そういう低年金の方々の生活のことを考えたら、案分計算で低年金の人ほど少ない金額というよりかはもう満額にすべきだと思わすけれども、ちよつと時間も迫っているので、次に行きます。

さらに、本当に困っているのは、七番目の質問なんですけれども、受給資格期間が足らなくて、十年未満だから掛け捨てになる。公的年金も、それは保険ですから掛け捨てというのはあります。早死したらそれは掛け捨てになる、それは仕方ない。しかし、受給資格期間が足らなくて掛け捨てになるといふ方々は悲惨です。そもそも払えなかったような方で、更に、せつかく払った年金

保険料が掛け捨てになる。この方々にもし年金をお支払いしたら、給付総額は幾らになるでしょうか。

○木下政府参考人 お答えいたします。

受給資格期間は二十九年の八月から十年ということに短縮いたしましたけれども、今、十年をゼロにとどろうと思わすけれども、公的年金制度は、老後の所得保障としまして、高年齢の生活の安定が損なわれることがないように、防止をすることを目的としております。このため、年金額の基礎ともなる受給資格期間について、特に老後生活の柱としての役割を果たすためにも、一定の拠出期間を求めるところを踏まえつつ、二十五年を十年としたところでありますので、この上で更に受給資格期間をなくすということにつきましては、まず、滞納期間が長期である者までに極めて少額の年金を給付することの妥当性、あるいは、保険料を納付する意欲を低下させるのではないかといった課題があるために、受給資格期間が必要だと考えております。

そういう意味で、先生が仮にということで、今、無年金者と言われる方は約二十六万人というふうな推計しておりますけれども、その方々にも五万円を支給するということにつきましては、そういった受給資格期間の前の見直しの考え方を踏まえると、なかなか一律にその試算をするということにはなじまないのかなと私は思っております。

○白石委員 時間ですから最後になりますけれども、今、無年金の方々に追加的に年金をお支払いしても、そう大した金額にならない。これは比較

の問題ですけれども、先ほど申し上げた在職老齢年金の廃止による一兆一億円よりは随分下回る金額で、彼らを年金受給者にすることができ。加えて、その方々に一律月額五千円の福祉的給付をお支払いしても、先ほど局長がおっしゃった二十六万人掛ける五千円掛ける十二カ月は百五十六億円で。その程度の金額ですよ。

その程度の金額のところをちゃんと救うべき、これが公的年金の役割で、年金の中でできるだけ生活できるようにする、生活保護に頼らなくても済む、そういう制度に今度のオプション試算等でも試算していただきたくお願い申し上げます、質問を終わります。

ありがとうございます。

○富岡委員長 次回は、明十三日水曜日午前八時四十五分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時五十六分散会